

岩手県第2期介護給付適正化支援計画
平成23年度～平成26年度

岩手県保健福祉部長寿社会課

平成24年3月

目 次

(序)

- 1. 計画の目的・趣旨・計画期間・進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 介護給付適正化に係るイメージ図・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

(総論)

- 1. 介護保険制度の現状・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 主な介護給付適正化事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3. これまでの経緯・取組み・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4. 介護給付適正化事業の効果・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 5. 介護給付適正化の推進のための基本的方針等・・・・・・・・ 7
- 6. 各介護給付適正化事業の推進に当たっての課題及び県の支援策・・・・・・・・ 9

(各論)

- 1. 平成 23～26 年度における各保険者の介護給付適正化事業の実施予定一覧
・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

「岩手県第2期介護給付適正化支援計画」

(序)

1 本計画の目的

この計画は、介護サービスを必要とする人へ適切にサービスを提供する体制の確立を図るとともに、不適切な給付の削減を図り、介護保険制度に対する一層の信頼感の醸成や介護給付費及び介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築を目指し、各保険者をはじめ県等の関係機関が連携しながら、介護給付適正化に積極的かつ計画的に取り組むことを目的とするものです。

第1期については、「介護給付適正化計画」として策定しておりましたが、計画内容として、各保険者において取り組む事業を、県で支援しながら進めていくものであることから、「介護給付適正化支援計画」として策定することとしました。

2 本計画の趣旨

各保険者が、自らの責務として、地域の実情に応じた介護給付適正化に資する事業を着実に実施することが重要ですが、県や岩手県国民健康保険団体連合会等の関係機関と連携しながら取り組むことが必要であることから、関係者間の統一した対応を推進するため、県として計画を策定するものです。

計画の推進に当たっては、全保険者に一律の対応を求めるものではなく、各保険者が介護給付適正化に向けて最も効果的と思われる事業を実施するものとし、県は円滑に事業が実施されるよう支援するものです。

3 計画期間

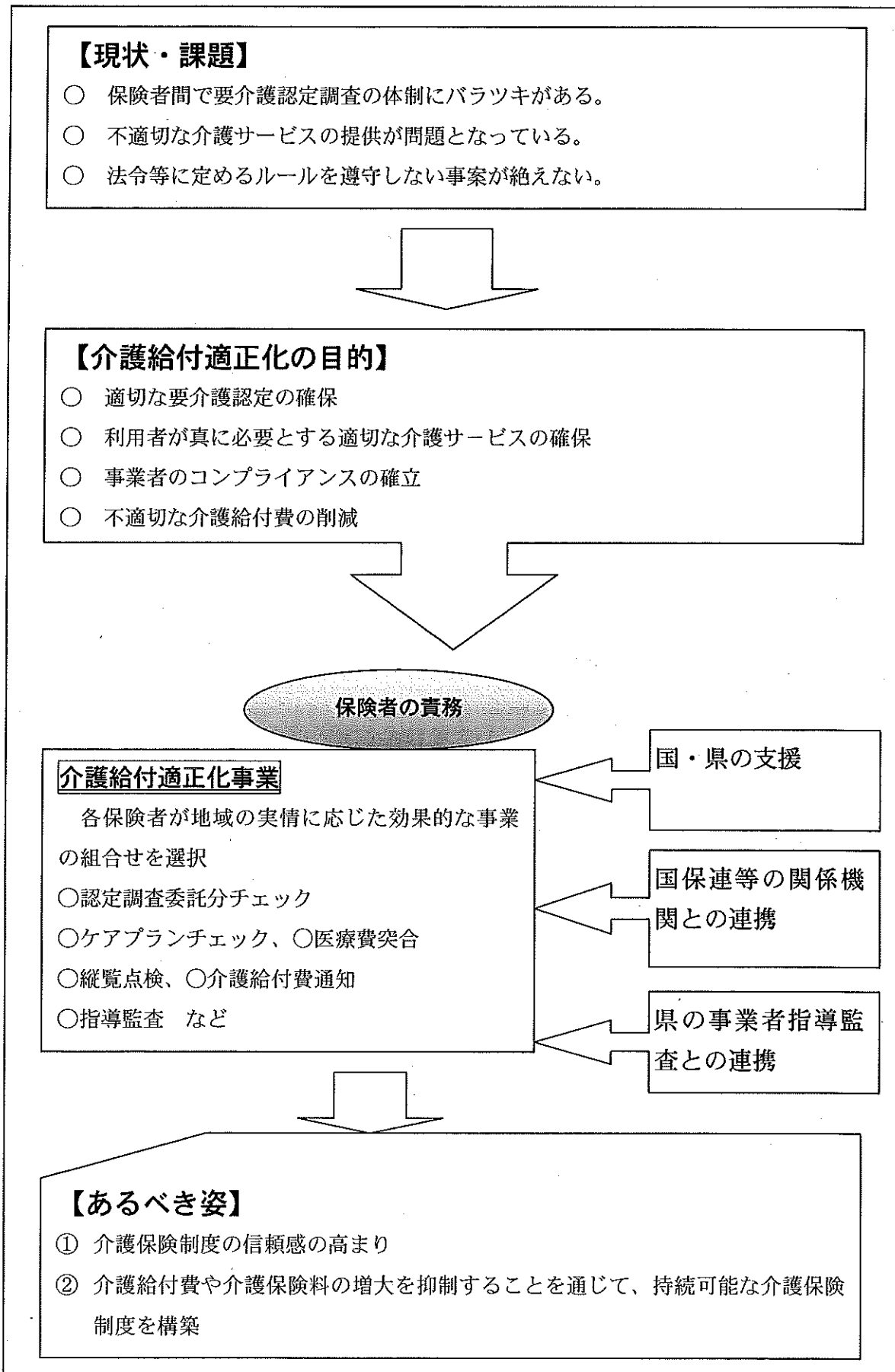
本計画は、平成23年度から平成26年度までの4年間の行動計画となっています。

第1期介護給付適正化計画においては、平成20年度から平成22年度までの3ヵ年計画としておりましたが、第2期においては、第5期介護保険事業（支援）計画の計画期間との整合性を考慮し、平成26年度までを計画期間としています。

4 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、保険者等と協力しながら定期的に進捗状況の把握を行い、課題の分析等を実施しながら効果的な事業推進に努めます。

[介護給付適正化に係るイメージ図]



1 介護保険制度の現状

(1) 介護保険料の推移

○ 受給者及び介護給付費の増加等に伴い、介護保険料も上昇しています。

	第1期 (H12～14)	第2期 (H15～17)	第3期 (H18～20)	第4期 (H21～23)	第5期 (H24～26)
県平均(加重平均)	2,868円	3,018円	3,686円	3,990円	4,851円

(2) 要介護認定等の状況

① 県の状況

○ 本県では、全国の状況より要介護3以上の比率が比較的高いといえます。

	H12.4	H17.3	H18.3	H19.3	H20.3	H21.3	H22.3	H23.1
要支援1	14.8%	12.5%	12.5%	9.3%	8.7%	8.6%	10.1%	10.9%
要支援2	—	—	—	10.9%	11.7%	11.8%	10.8%	10.5%
要介護1	25.2%	32.9%	33.8%	20.9%	17.9%	17.7%	18.3%	18.7%
要介護2	17.3%	15.1%	15.0%	17.6%	18.8%	18.7%	18.3%	18.5%
要介護3	13.5%	13.1%	13.3%	15.2%	16.5%	16.7%	15.5%	14.5%
要介護4	15.6%	13.0%	12.6%	12.8%	13.3%	13.3%	13.7%	13.4%
要介護5	13.6%	13.5%	12.9%	13.3%	13.1%	13.2%	13.3%	13.5%
要介護3以上	42.8%	39.5%	38.7%	41.3%	42.9%	43.2%	42.5%	41.4%
要支援～要介護2	57.2%	60.5%	61.3%	58.7%	57.1%	56.8%	57.5%	58.6%

② 全国の状況

	H12.4	H17.3	H18.3	H19.3	H20.3	H21.3	H22.3	H23.1
要支援1		17.0%	17.2%	12.4%	12.2%	12.2%	12.4%	13.2%
要支援2		—	—	12.0%	13.8%	14.1%	13.4%	13.2%
要介護1		33.7%	34.1%	21.1%	17.0%	16.8%	17.5%	18.0%
要介護2		15.5%	15.4%	17.6%	17.7%	17.6%	17.5%	17.6%
要介護3		13.2%	13.2%	15.2%	15.6%	15.7%	14.7%	13.8%
要介護4		12.5%	12.5%	12.8%	12.7%	12.6%	12.9%	12.5%
要介護5		11.7%	11.1%	11.4%	11.0%	11.0%	11.6%	11.7%
要介護3以上	43.4%	36.2%	35.6%	38.1%	39.3%	39.3%	39.2%	38.0%
要支援～要介護2	56.6%	63.8%	64.4%	61.9%	60.7%	60.7%	60.8%	62.0%

(3) 受給者の状況

○ 本県における介護保険の受給者は、年々増加しています。

	H12.4	H17.3	H18.3	H19.3	H20.3	H21.3	H22.3	H22.11
要支援 1	3,400	4,448	4,628	3,378	3,302	3,342	3,966	4,495
要支援 2	—	—	—	4,184	4,749	4,981	8,812	4,848
要介護 1	4,615	12,232	13,290	8,510	8,217	8,403	9,089	9,712
要介護 2	2,517	5,107	5,468	7,351	9,606	9,950	10,189	10,571
要介護 3	1,617	3,699	3,984	5,379	8,803	9,224	8,971	8,875
要介護 4	1,499	2,591	2,636	3,164	7,084	7,398	7,853	7,885
要介護 5	1,312	1,936	1,868	2,140	6,221	6,508	6,933	7,508
合 計	23,557	41,143	43,335	45,826	47,983	49,806	51,847	53,894

(4) 介護給付費の支給状況 (単位：百万円)

○ 本県における介護給付費は、年々増加しています。

	H12	H17	H20	H21	H22
居宅サービス	12,030	29,406	35,422	38,792	41,291
地域密着型	148	2,333	5,015	5,858	7,006
施設サービス	32,439	38,831	35,827	37,559	38,426
その他	183	1,962	4,943	5,450	6,120
合 計	44,801	72,523	81,207	87,660	92,843

※ 「地域密着型」はH17まではグループホームに係る分。「その他」は高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費等に係る分。

(5) 居宅サービス (訪問・通所・短期入所) の対支給限度利用割合 (平成 23 年 5 月審査分)

○ 本県では、全国平均よりも支給限度額に占める利用額の割合は比較的低い状況にあるといえます。

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
全国	46.6%	40.0%	43.6%	50.6%	54.6%	58.5%	60.9%
岩手県	42.9%	36.7%	31.1%	37.7%	41.5%	46.2%	46.2%

2 主な介護給付適正化事業の概要

- 介護給付適正化に資する取組みは、各保険者の工夫により多様ですが、主な事業の概要は次のとおりです。

事業名	内容	目的・効果
認定調査委託分 チェック	要介護認定等における調査に関し、居宅介護支援事業所等に委託している場合、保険者の職員が内容の適正性等についてチェック	調査における判断基準の統一化を図り、要介護認定等の適正化を図る。
ケアプラン点検	ケアプランの評価というよりは、介護支援専門員に「気づき」を促し、利用者の心身状況やニーズ等に適切に対応したよりよいケアプランの作成を目的とする取組み。全国の保険者において様々な実施方法がある。 【例】居宅介護支援事業所からケアプランを提出させ、保険者職員によりチェックし、利用者の状態像等に適したケアマネジメントが行われるよう指導を行う。	「過剰・偏り等の不適切なサービス内容がないか」、「単一や固定的なサービス提供でないか」、「定期的なアセスメントに基づく見直しをしているか」等に関して自主点検・是正を促す。
住宅改修調査	例：事前の建築士、OT、PT等の専門職による訪問確認、改修の必要性チェック、一定期間経過後のモニタリングなど	現物給付サービスの適正化を推進
福祉用具購入・貸与調査	例：軽度者に対する特例的利用に関し居宅介護支援事業者に判断が委ねられている物品に関して、後必要性チェックするなど	同上
介護給付費通知	国保連の給付実績等をもとに受給者毎に作成したサービス利用実績情報を、保険者が各受給者に対して通知	「通知内容どおりのサービス提供を受けたか」「支払った利用者負担額と相違ないか」等を利用者が確認し、架空請求等の不正発見の契機とする。
医療情報突合	医療情報と介護情報の突合により提供される「医療給付情報突合リスト」のチェック	「入院中なのに居宅サービスが提供」「医療診療実日数と介護保険日数の合計が1月を超えている」など重複

		請求の可能性ある事例を確認できる。
縦覧点検	複数月の明細書の突合による「居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表」「重複請求縦覧チェック一覧表」「算定期間回数制限縦覧チェック一覧表」のチェック	「ケアマネ事業所から給付管理票の提出はあるがサービス事業所からの請求がない」「複数のサービス事業所から同一のサービス提供に係る請求がある」「初期加算の算定日数・短期入所の連続入所日数」等を確認できる。
介護給付適正化システム活用	① 統一的な抽出条件により定期的に国保連から提供される情報の分析・評価 ② 国保連の審査支払から得られる給付実績等の情報を活用し、各種指標の偏りをもとに不適正な可能性のある事業者等を抽出（抽出・絞込みの検索条件設定が可能）	様々な種類の情報資料の活用が可能であり、各保険者が、その目的に応じて選択活用できる。

3 これまでの経緯・取組み

- 平成 16 年 10 月から、全国的に「介護給付適正化運動」が展開されましたが、その後、平成 19 年 6 月に示された「介護給付適正化計画の関する指針」に基づき、平成 20 年度からは各都道府県ごとに介護給付適正化計画を策定し、県と保険者が一体となった取組みを、一層推進することとなりました。
- 本県においては、第 1 期計画の最終年度に、全ての保険者が主要事業を実施することを目標とし、平成 21 年度及び平成 22 年度において、全ての保険者が主要事業のうち 1 事業以上を実施することができました。

区 分	20 年度	21 年度	22 年度
要介護認定の適正化	21	24	20
ケアプラン点検	8	10	11
住宅改修・福祉用具実態調査	20	20	18
介護給付費通知	9	11	10
医療情報との突合・縦覧点検	15	16	12

※本県における介護給付適正化事業の実施状況全国比較（主要事業毎の実施率）

○ 本県の実施率は、全般的にみれば全国平均より低い状況にあります。

事 項	全国平均 (H22)	県 (H22)
認定調査委託分状況チェック	62%	61%
ケアプラン点検	32%	28%
住宅改修・福祉用具実態調査	59%	64%
介護給付費通知	49%	28%
医療情報との突合	45%	20%
縦覧点検	47%	24%

4 介護給付適正化事業の効果（国資料より抽出）

○ 介護給付適正化への取組みにより、不適切な介護報酬請求が防止又は発見され、過誤申立＝報酬の自主返還につながっています。

（平成 22 年度実績）

対 策 内 容	実施保険者 A	過誤申立数 B	有効率 B/A
ケアプラン点検	1, 0 2 1	1 3 3	1 3. 0 %
住宅改修調査	1, 2 0 6	1 1	0. 9 %
福祉用具購入貸与調査	9 2 1	9 1	9. 9 %
介護給付費通知	1, 0 8 0	2 4	2. 2 %
医療情報突合	1, 0 2 7	4 0 6	3 9. 5 %
縦覧点検	1, 1 8 4	5 5 9	4 7. 2 %
適正化システム	6 4 0	8 4	1 3. 1 %

5 介護給付適正化の推進のための基本的方針等

介護給付適正化への取組みは各保険者の責務であり、保険者が、地域の実情に応じて最も効果的と判断する手法を選択し実施していくことが重要であるため、本計画では、各保険者主体的に判断し選択した事業を基本としています。

なお、介護給付適正化事業への取組みに当たっては、次の(1)から(3)の3つの視点が重要となります。

(1) 適切な要介護認定の確保（真にサービスを必要とする方の確定）

心身の状態像を的確に反映した要介護（要支援）認定に今後とも一層取り組んでいく必要があります。

【保険者の役割】

- 認定調査の計画的直営化、○民間委託分の点検、○認定分布の保険者間格差の是正

【県の役割】

- 認定調査員等に係る研修事業の実施

【国の役割】

- 調査指導員の養成、○認定審査会への専門家派遣事業

(2) 適切なケアプランの作成（真に必要とするサービスを選定）

的確なアセスメントに基づき、利用者の意向も十分に反映しながら、利用者が社会的自立のため真に必要とするサービスが適切に提供される必要があります。

【保険者の役割】

- ケアプランの点検、○住宅改修の適正化、○介護支援専門員に対する研修・情報交換会等の計画的推進

【県の役割】

- 介護支援専門員資格更新制度の運用、○各種の介護支援専門員研修の実施

【国の役割】

- ケアプラン点検等に係る先進的取組の普及、○ケアプラン点検支援マニュアル作成

(3) 適切なサービス提供（ルールに従った適正な提供〔サービス提供体制・介護報酬請求〕）

事業所の当然の責務として、法令等に基づく人員・設備・運営に関する基準を適切に遵守し、提供した介護サービスに関し適切に介護報酬請求事務を行うことが求められます。

【保険者の役割】

- 指導監査体制の充実・適切な指導監査の実施（国保連苦情通報情報・審査情報の的確な分析、国保連介護給付適正化システムの活用等）

- 介護給付費通知

【県の役割】

- 指導監査体制の充実・適切な指導監査の実施（各保険者との連携協力）

- 事業者指定の更新制度

【国の役割】

- 指導監査体制強化のための財政的支援、○国保連システムの機能拡充

6 各介護給付適正化事業の推進に当たっての課題及び県の支援策

介護給付適正化を推進する事業を実施するに当たっては、県としても最大限の支援を行うこととしています。

事業名	保険者があげる課題等	県の支援
認定調査委託分チェック・認定直営化	人的体制・財政事情により困難	先進事例の紹介等による保険者にあった工夫を支援
ケアプラン点検	専門職員の不足、マニュアルやチェックリストが必要	国が作成するマニュアル等を参考にしながらスキルアップ研修会を開催
住宅改修、福祉用具点検	人的体制・ノウハウの不足	国保連等と協力し、具体的な事務や活用方法等に関する研修会を開催
介護給付費通知	郵送料等の費用	地域支援事業交付金の活用支援、保険者と国保連との連携支援
医療情報突合、縦覧点検、国保連システム活用	人的体制・ノウハウの不足	国保連等と協力し、具体的な事務や活用方法等に関する研修会を開催
指導監査	ノウハウの不足	県（各広域振興局等）の有するノウハウを伝達する機会の設定

第2 各論

平成23～26年度における各保険者の介護給付適正化事業の実施予定一覧

平成22年度において、介護給付適正化事業に関する本県の取組状況は、全国平均よりかなり下回っているのが実情といえます。

第2期計画においては、主要事業について、多くの保険者で実施・継続することが望ましいと考えますが、保険者における職員数の削減傾向のある中で、適正化事業実施のための職員を新たに確保することは困難であると想定されます。

そのため、全ての事業を100%実施することを目標とするものではなく、地域の实情に応じて、効果的な事業を優先して実施する必要があります。

また、岩手県国保連合会への委託等を進め、適正化事業に係る事務の一層の効率化を図る必要があります。

そのため、地域の实情に応じて事業を実施し、平成26年度において、全ての保険者で、主要5事業の中で効果的な事業を優先して実施することを目標として設定しました。

保険者名	認定調査チェック				ケアプランチェック			
	H23	H24	H25	H26	H23	H24	H25	H26
盛岡市								
盛岡北部								
雫石町								
矢巾町								
紫波町	(直営実施)							
滝沢村								
花巻市								
北上市								
遠野市								
西和賀町								
奥州市								
金ヶ崎町								
一関地区広域行政組合								
大船渡市								
陸前高田市								
住田町								
釜石市								
大槌町								
宮古市								
岩泉町								
山田町								
田野畑村								
久慈広域連合								
二戸広域行政事務組合								

■ . . . 実施予定

※ 実施予定のない保険者については、状況に応じて適宜実施するもの

実施保険者率%	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
認定調査チェック	87.0%	95.7%	100.0%	100.0%	50.0%	70.8%	79.2%	79.2%

保険者名	住宅改修調査				福祉用具購入・貸与調査			
	H23	H24	H25	H26	H23	H24	H25	H26
盛岡市								
盛岡北部								
雫石町								
矢巾町								
紫波町								
滝沢村								
花巻市								
北上市								
遠野市								
西和賀町								
奥州市								
金ヶ崎町								
一関地区広域行政組合								
大船渡市								
陸前高田市								
住田町								
釜石市								
大槌町								
宮古市								
岩泉町								
山田町								
田野畑村								
久慈広域連合								
二戸広域行政事務組合								

■ …… 実施予定

※ 実施予定のない保険者については、状況に応じて適宜実施するもの

実施保険者率%	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
認定調査チェック	75.0%	83.3%	91.7%	87.5%	50.0%	66.7%	79.2%	75.0%

保険者名	介護給付費通知				医療情報突合			
	H23	H24	H25	H26	H23	H24	H25	H26
盛岡市								
盛岡北部								
雫石町								
矢巾町								
紫波町								
滝沢村								
花巻市								
北上市								
遠野市								
西和賀町								
奥州市								
金ヶ崎町								
一関地区広域行政組合								
大船渡市								
陸前高田市								
住田町								
釜石市								
大槌町								
宮古市								
岩泉町								
山田町								
田野畑村								
久慈広域連合								
二戸広域行政事務組合								

■■■■ ・・・ 実施予定

※ 実施予定のない保険者については、状況に応じて適宜実施するもの

実施保険者率%	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
介護給付費通知	41.7%	58.3%	66.7%	70.8%	45.8%	66.7%	79.2%	79.2%

保険者名	縦覧点検				指導監査			
	H23	H24	H25	H26	H23	H24	H25	H26
盛岡市								
盛岡北部								
雫石町								
矢巾町								
紫波町								
滝沢村								
花巻市								
北上市								
遠野市								
西和賀町								
奥州市								
金ヶ崎町								
一関地区広域行政組合								
大船渡市								
陸前高田市								
住田町								
釜石市								
大槌町								
宮古市								
岩泉町								
山田町								
田野畑村								
久慈広域連合								
二戸広域行政事務組合								

■ . . . 実施予定

※ 実施予定のない保険者については、状況に応じて適宜実施するもの

実施保険者率%	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
介護給付費通知	58.3%	70.8%	79.2%	83.3%	45.8%	54.2%	50.0%	50.0%